

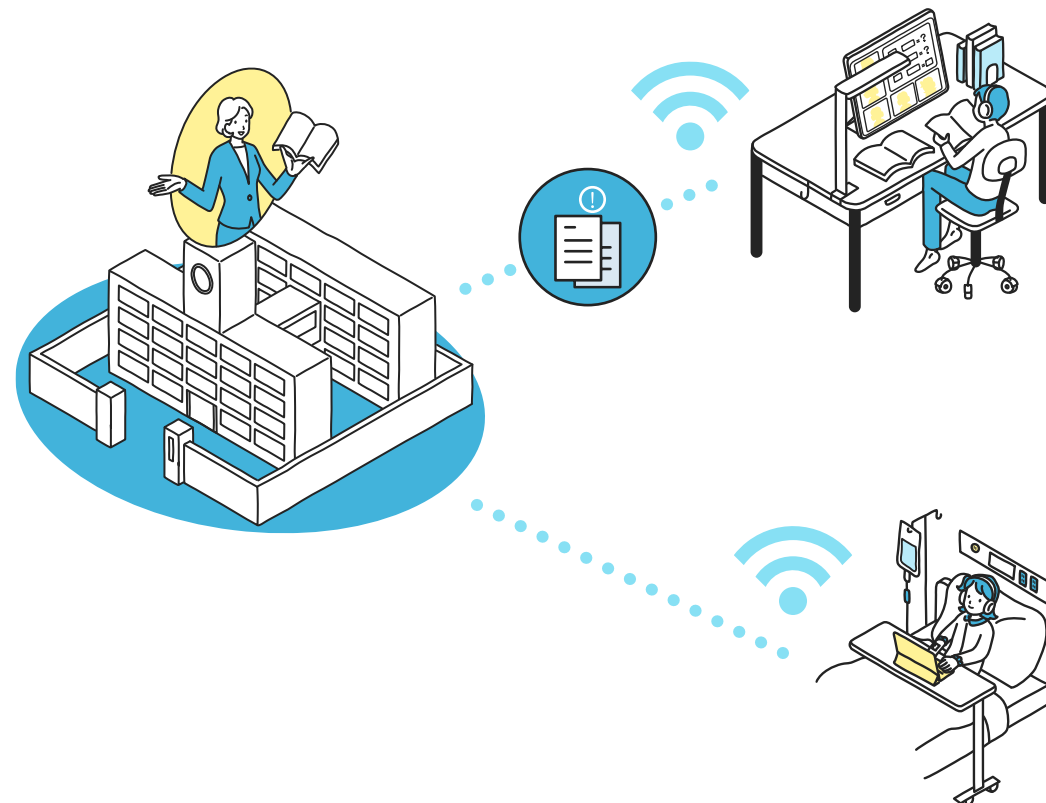
# 高等学校教育をめぐる最近の動向

# 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要 (1/2)

## 1 学校教育法施行規則改正 (令和6年4月1日施行)

### (1) 不登校生徒等向けの通信教育の実施 (施行規則第88条の4関係)

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。



### (2) 修得可能な単位数に関する規定の整備 (施行規則第96条関係)

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記(1)の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる

#### I 第96条第3項で定める単位数

##### 74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

(第96条第2項第2号)

【教室外・通信教育(自校)】

② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育(他校・他課程)】

③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

①+②+③ (教室外で修得できる単位数) が、合計で36単位以下となる必要

#### II メディアを利用して行う授業 (遠隔授業) により修得する単位数

##### 74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記  
①

【教室内・遠隔授業】

④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

(第96条第2項第1号)

①、④それぞれが36単位以下となる必要  
※①については左記合計が36単位以下となる必要

# 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（2/2）

## 2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

### （1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
  - 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
  - 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合
    - ※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）
- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

### （2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
  - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
  - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
  - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

### （3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

#### 【主な留意点等】

- ・教育上支障がないと認められる場合… 以下の①、②をともに満たすこと。  
（上記（1）関係）
  - ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
  - ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。
- ・自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠… 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

# 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和6年度予算額 1.2億円  
(新規)



## 背景・課題

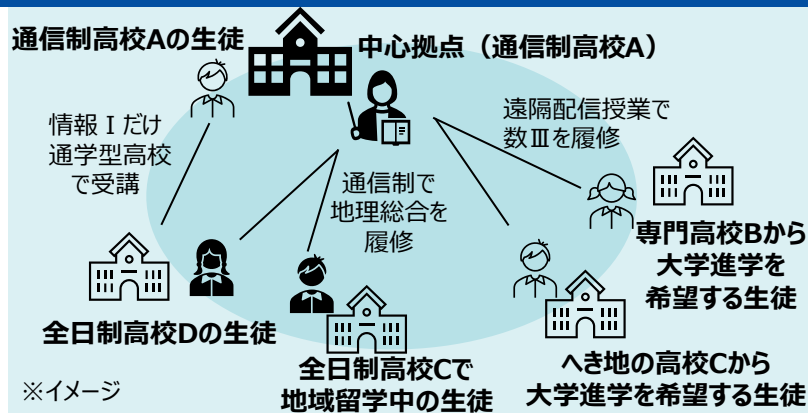
- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応できていない等の課題がある
  - 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題がある
- **地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要**
- そのためにも、**遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要**

**事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）**

### (1) 遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として**遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。**

当該中心拠点における**機材整備**、中心拠点に配置され、**各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置**に係る費用、遠隔教育の**受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保**に係る費用などを支援。



### (2) 都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

**都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。**

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた**生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有**を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、**各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等**を支援。

対象校種	国公立の高等学校
------	----------

委託先	①都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等 ②民間団体等
-----	--

箇所数 単価等	①指定校 13箇所・約700万円/箇所 伴走支援 1箇所・約1300万円 ②1箇所 年間約1000万円/箇所
------------	--

委託 対象経費	①ネットワークの構築、運営に必要な経費 ②都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費 (人件費、旅費、謝金等)
------------	--

# 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する 調査研究

令和6年度予算額 0.7億円  
(前年度予算額 0.8億円)



文部科学省

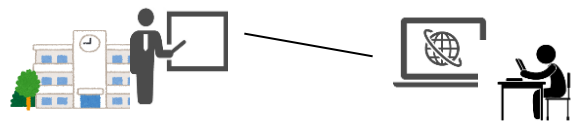
高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

## 不登校生徒等の学び充実支援策

### ① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出を行う。

対面とオンラインとのハイブリッドで授業を行う際のノウハウや、オンラインで参加する生徒、通信の方法（オンデマンド型）で学ぶ生徒への学習支援・学習評価の工夫等を整理し、不登校傾向のある生徒の学びの保障を目指す。



### ② 通信制高校の学び充実支援事業

不登校傾向の生徒が進学する選択肢である通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じた支援を行いつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。

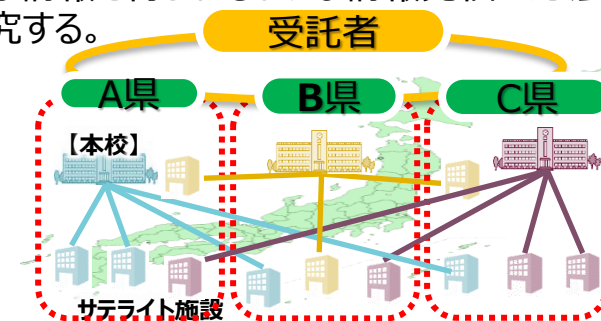
### ③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を抱える生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

### ④ 広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信の方法を研究する。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数単価等

- ① 3箇所 約400万円（新規3箇所）
- ② 4箇所 約400万円（継続1箇所、新規3箇所）
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,000万円・約500万円

委託対象経費

- ① オンライン授業等に必要経費
- ② カリキュラム開発等に必要経費
- ③ 各種調査に必要経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

2.2億円  
2.5億円)



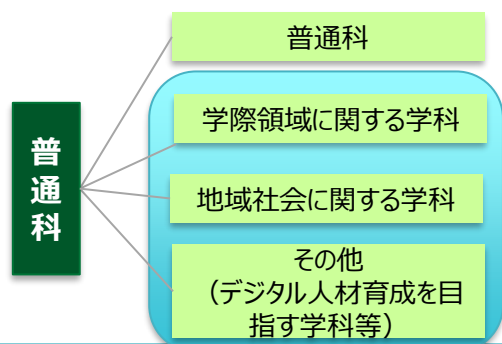
文部科学省

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

## 事業内容

### ① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



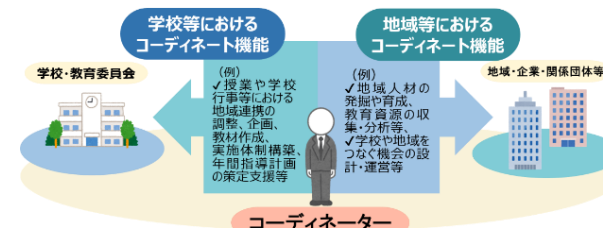
### ② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2) 自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



### ③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象校種

国公立の高等学校

委託先

①②学校設置者 ③民間団体等

箇所数  
単価  
補助率

①36校（継続29校、新規7校）約4,700千円／1校  
②8校（継続8校）約3,600千円／1校  
③1団体 約20,000千円／1団体

委託対象経費

①新学科の設置に必要な経費  
②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費  
③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

(初等中等教育局参事官(高等学校担当)付)

Society5.0をリードする人材育成に向けたリーディング・プロジェクト  
**WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業**

令和6年度予算額  
 (前年度予算額)

1.9億円  
 2.1億円)



文部科学省

**事業概要**

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、**海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現**するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等との**オンライン海外フィールドワーク**など、**世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発**。
- ◆ **大学等と連携した大学教育の先取り履修**（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ コロナ禍の影響で限定的となった、**海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を重点的に実施**。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、**個別最適な学習環境を構築**。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するための**ミニフォーラムの開催**。

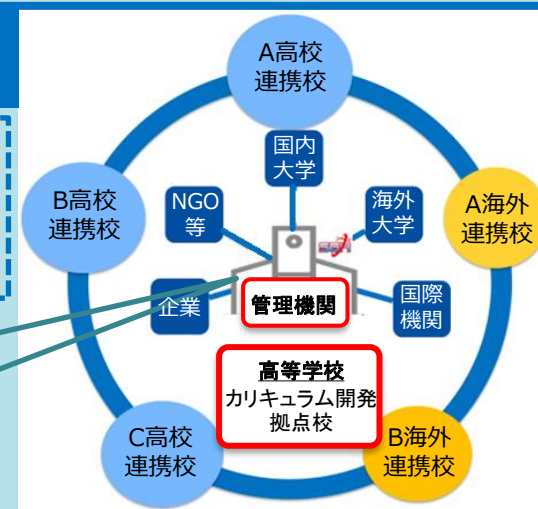
AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図

**ALネットワーク**

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

**管理機関**

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



**WWLコンソーシアム**

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

**対象校種**

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

**委託先**

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

**箇所数  
単価  
期間**

- カリキュラム開発：8拠点（継続8）  
790万円程度／拠点・年、原則3年
- グローバル人材育成の強化：10拠点（新規10）  
600万円程度／拠点・年、原則3年  
①アウトバウンド型（海外留学等を重点的に実施）  
②インバウンド型（留学生受入等を重点的に実施）
- 個別最適な学習環境の構築：4拠点（新規1、継続3）  
新規校 660万円程度／拠点・年、原則3年

**委託対象経費**

- カリキュラム開発に必要な経費  
（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）
- グローバル人材育成の強化に必要な経費  
（海外連携校との調整に必要な経費、英語等による授業の実施に必要な経費等）
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費  
（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

# 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和5年度補正予算額

100億円



文部科学省

## 現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

## 事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

- 支援対象：公立・私立の高等学校等
- 補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）
- 補助率：定額補助

### ○求める具体の取組例

- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

### ○支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

成長分野の  
担い手増加

デジタル等成長分野の学部  
・学科への進学者の増



- ・大学段階における理工系学部・学科の増
- ・自然科学(理系)分野の学生割合5割目標
- ・デジタル人材の増

【事業スキーム】

文部科学省

補助

学校設置者



# 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）



## 申請要件

以下の必須要件を満たした学校が本事業の補助対象（1-1、1-2のいずれかひとつ及び2を満たすことが必要）。また、必須要件の他に加算項目を定める。※特別支援学校高等部は2のみ満たすことで申請可

### <必須要件>

#### 1. 情報Ⅱ等の教科・科目の開設等

- 1-1 情報Ⅱ等※を令和6年度においてすでに開設していること（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等の科目を履修することを含む。）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。
- 1-2 情報Ⅱ等の開設等に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備を進めること。  
その際、遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。

※情報Ⅱ等

- ・情報Ⅱ
- ・数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間
- ・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

#### 2. デジタル環境の整備と教育内容の充実

デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること

### <加算項目>

3. 理数系科目の充実
  4. 情報・理数系学科・コースの充実
  5. 文理横断的な新しい普通科の設置
  6. 特別支援学校の学びの充実
  7. 多面的な入試の実施
- 等

# 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

## 採択方法

### ①都道府県基礎枠

都道府県ごとに学校数、公私比率を踏まえた公立学校分、私立学校分の基礎枠を設ける。文部科学省は交付申請書等を確認の上、各都道府県の基礎枠の範囲で採択基準に基づく得点上位の学校から順に採択校として決定する。

### ②全国枠

文部科学省は申請書を確認の上、申請要件を満たす学校のうち都道府県基礎枠の学校数を超える学校について、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。

## 補助対象経費

設備備品費及び関連経費  
委託費  
雑役務費  
消耗品費

人件費（教職員に関するものは除く）  
諸謝金  
旅費  
借損料

印刷製本費  
会議費  
通信運搬費  
保険料

などの取組に必要な経費

## スケジュール

1月31日 交付申請依頼  
2月29日 交付申請〆切  
4月中旬 交付決定予定

## その他留意点

- ・本事業は令和5年度補正予算であるが、令和6年度へ本省繰越をして執行するものである。
- ・交付決定前に着手した場合は、補助対象外となる。

# JST スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 支援事業

令和6年度予算額 23億円  
 (前年度予算額 24億円)

※運営費交付金中の推計額



文部科学省

## 背景・課題

○将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

### 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)

・ スーパーサイエンスハイスクール (SSH) において、科学技術人材育成システム改革を先導するような卓越した研究開発を進めるとともに、SSHのこれまでの研究開発の成果の普及・展開に向けて、2022年度を目途に一定の実績を有する高校等を認定する制度を新たに創設し、その普及を図ることなどにより、STEAM教育を通じた生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化する。

### 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)

・ デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際(略)文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進(略)を図る。

## 事業概要

〔事業開始：平成14年度〕

### 【事業の目的・目標】

○先進的な理数系教育や文理融合領域に関する研究開発を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」に指定し支援することを通じて、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図る。

○高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料を得る(学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成が可能)。

### 【事業規模】

○令和6年度指定校数：225校  
 (うち新規：61校(うち認定枠7校))

○指定期間：原則5年

○支援額：1期目1年目 12百万円/年、  
 1期目2・3年目 10百万円/年、  
 1期目4年目以降 7.5百万円/年  
 (ただし先導的改革期は、6百万円/年)

### 【取組・支援内容】

○高大・企業連携による興味関心の喚起、フィールドワーク等による課題研究

○海外の高校・大学等との連携による国際的に活躍する意欲・能力の育成、社会貢献等

○探究・STEAM教育を推進するため、希望する管理機関にコーディネーターを配置(18機関)

### 【重点枠】

- ・ 指定期間：最長5年、支援額：年間3～30百万円
- ・ 重点枠数：12校+1コンソーシアム  
 (うち新規：3校+1コンソーシアム)

○SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠として追加支援。

#### <高大接続>

高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証。

#### <広域連携>

SSHで培ったカリキュラムや指導法、ネットワークなどを都道府県レベル又はそれ以上の広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。

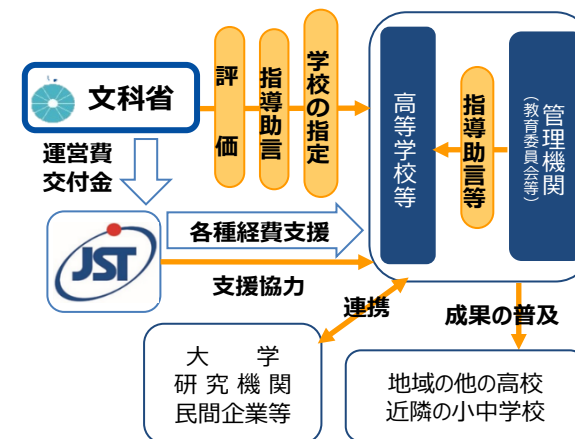
#### <海外連携>

海外の研究機関等と定常的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、言語や文化の違いを越えて共同研究ができる人材の育成を図る。

#### <革新共創>

社会問題・地域課題について、NPO法人・企業等との連携や、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。

※先導的改革期・認定枠の指定校も全重点枠に申請可・同額支援



## これまでの成果

- **学習指導要領改訂**：高等学校学習指導要領(令和4年度から年次進行で実施)において、科目「理数探究基礎」「理数探究」を新設(共通教科「理数」)。
- **科学技術への興味関心や姿勢の向上、進路選択への影響**  
 (スーパーサイエンスハイスクール意識調査結果より)
- **SSH卒業生の国内外での活躍**
- **科学技術コンテスト等における活躍**：国際科学オリンピック国内大会参加者の約3分の1、ISEF(課題研究型国際コンテスト)に出場した日本代表生徒の約5割がSSH指定校生徒。

(担当：科学技術・学術政策局人材政策課)

# マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

2.5億円  
2.5億円



文部科学省

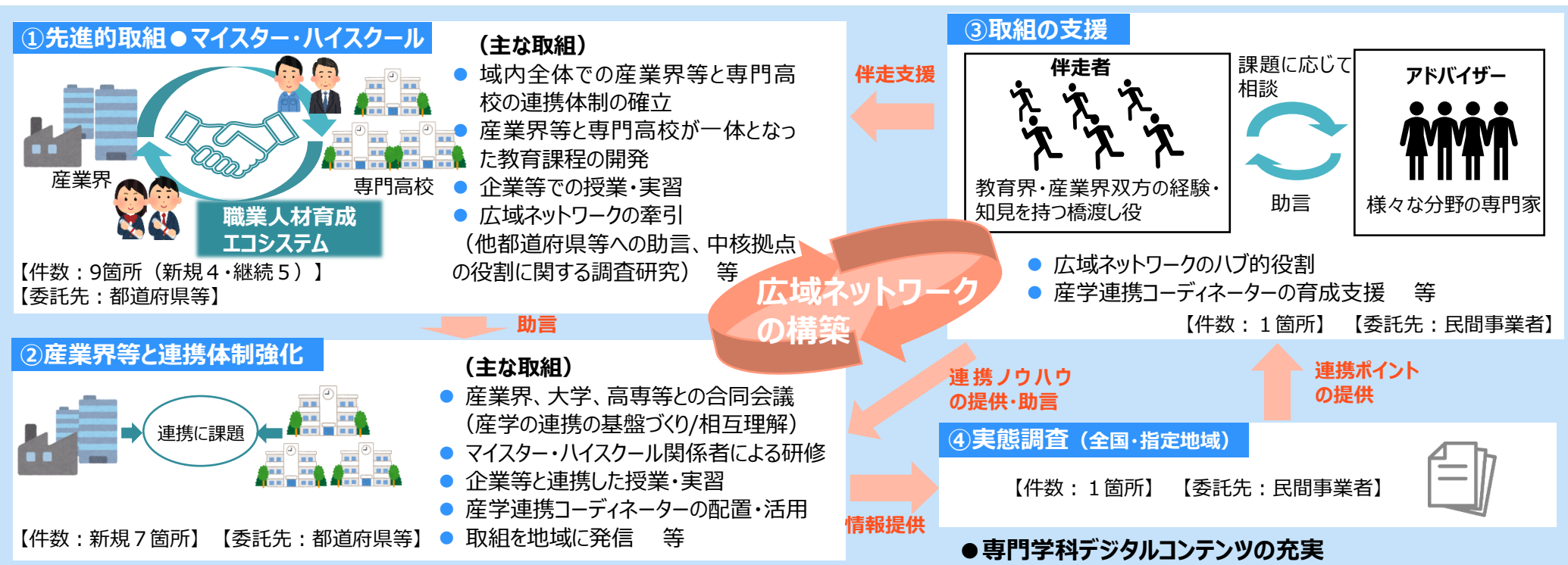
## 現状・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事の内容が急速かつ絶えず革新する中、専門高校では、**産業構造の絶え間ない変化に即応した職業人材育成**が急務。
- そのため、令和3年度より、産業界等と専門高校が一体となって職業人材育成を行うマイスター・ハイスクールを実施。
- 我が国の産業の発展のためには、**マイスター・ハイスクールの全国的な横展開が必須**。しかし、産業界等との連携に課題のある地域では導入が困難であることから、**実践的な取組を通じた研究や全国実態調査等を通じて、連携体制の強化の方策について明らかにする必要**。

## 事業内容

- ① 産業界等と一体となった教育課程開発などの先進的取組を行う都道府県等・専門高校が中核となり、産業界等と連携した人材育成の**広域ネットワークを牽引**
- ② 産業界等との**連携に課題のある地域が**、先進的取組を直接学びつつ、**連携体制の強化プロセスを実践研究**
- ③ 民間事業者による**取組に応じた支援、広域ネットワーク内をつなぐネットワークハブ**
- ④ 産業界等と専門高校の**連携段階ごとの課題及びその解決策**について調査し、実効性のある連携体制構築のポイントを整理

### ▶ 地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成エコシステムを確立



# 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～  
 （令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
  - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
  - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。  
 教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方**のもと、**緊急的に取り組むべき施策を取りまとめ**たものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

## 取組の具体策

### 1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

#### (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

##### を徹底するための取組

- ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**

#### (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**

#### (3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

### 2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

#### (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
- ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**

#### (2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた**「指針」の実効性の向上**
- ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

#### (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知
- ・ 徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

### 3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

#### (1) 教職員定数の改善

- ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善

#### (2) 支援スタッフの配置充実

- ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

#### (3) 処遇改善

- ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**

#### (4) 教師のなり手の確保

- ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

# 主として高等学校段階の 教育費負担軽減にかかる取組

# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

## — 令和6年度予算額 —



※6 令和元年10月の消費税率引き上げ分 (地方分も含む) を活用。

※7 ()内は令和5年度予算額。

希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

## 背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

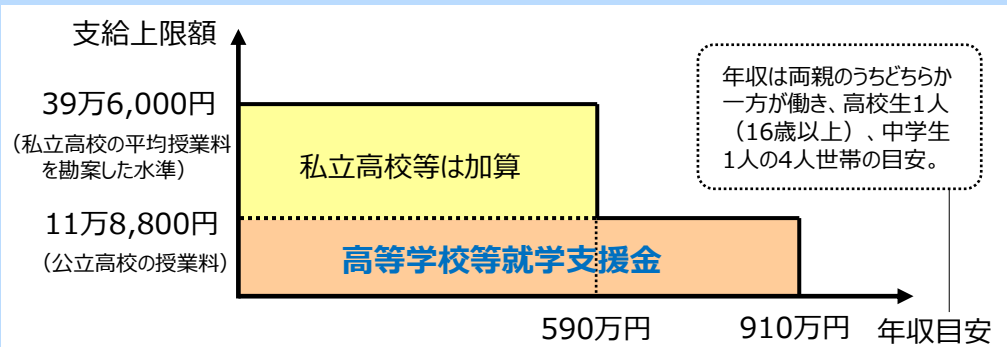
## 高等学校等就学支援金等

408,963百万円 (412,856百万円)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施

### ＜対象学校種＞

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）、海上技術学校



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円  
 ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

## 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

14,742百万円 (14,761百万円)

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）
- ◆ 令和6年度予算  
 ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

### ＜対象学校種＞

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

### 【令和6年度予算 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 ↓ (+5,000円) 122,100円	137,600円 ↓ (+5,000円) 142,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降 <sup>※</sup> ）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

## 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

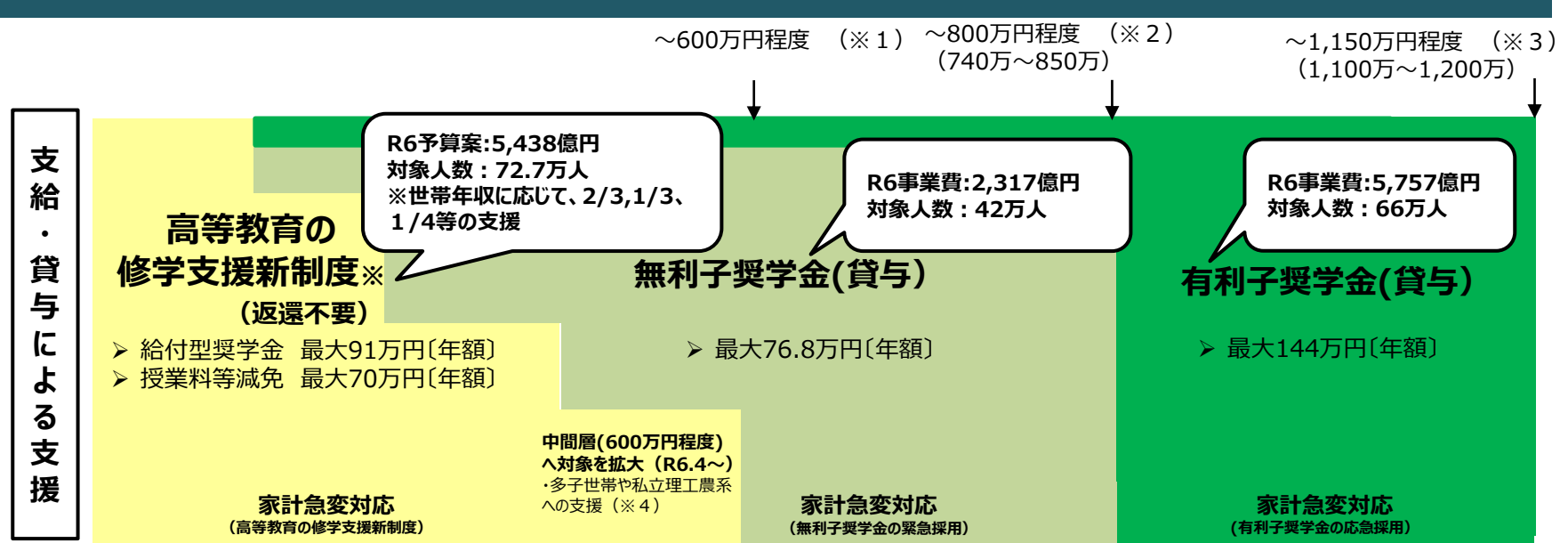
※都道府県事業等に対する補助 709百万円 (715百万円)

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

等



# 国内の大学等に通う学生等への経済的支援

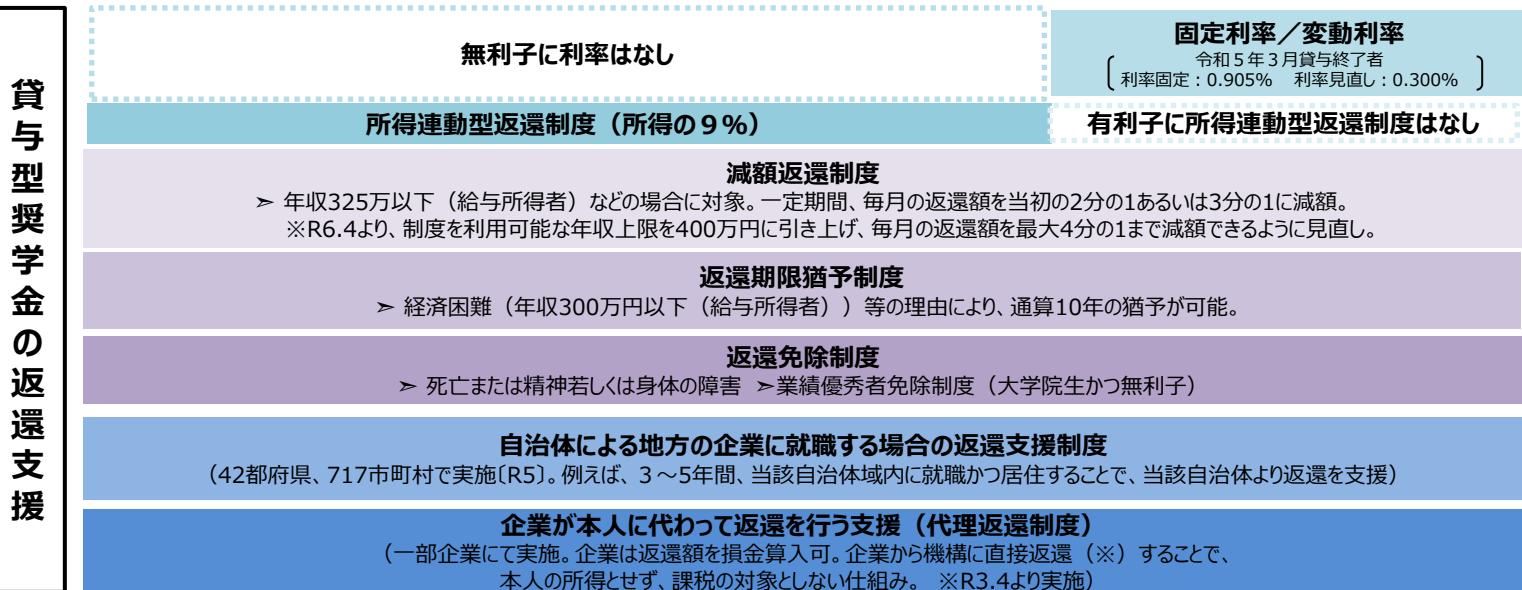


※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援。私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。



# 「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

## 1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



### <支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

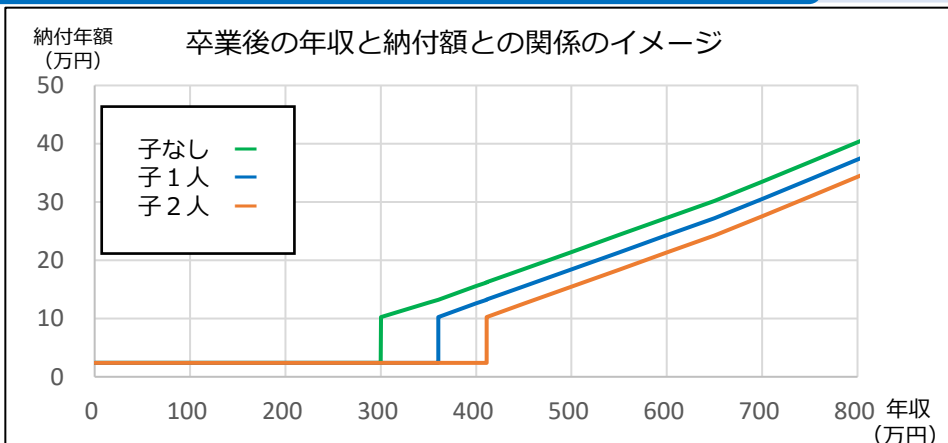
### <支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
  - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生（修士段階）向け

## 2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



### <「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

### <卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

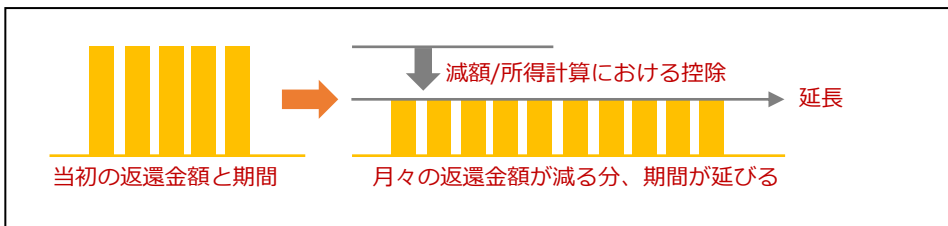
※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

## 3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



### <減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

### <所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

# 「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持っていない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

## 課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著



## 加速化プランでの対応

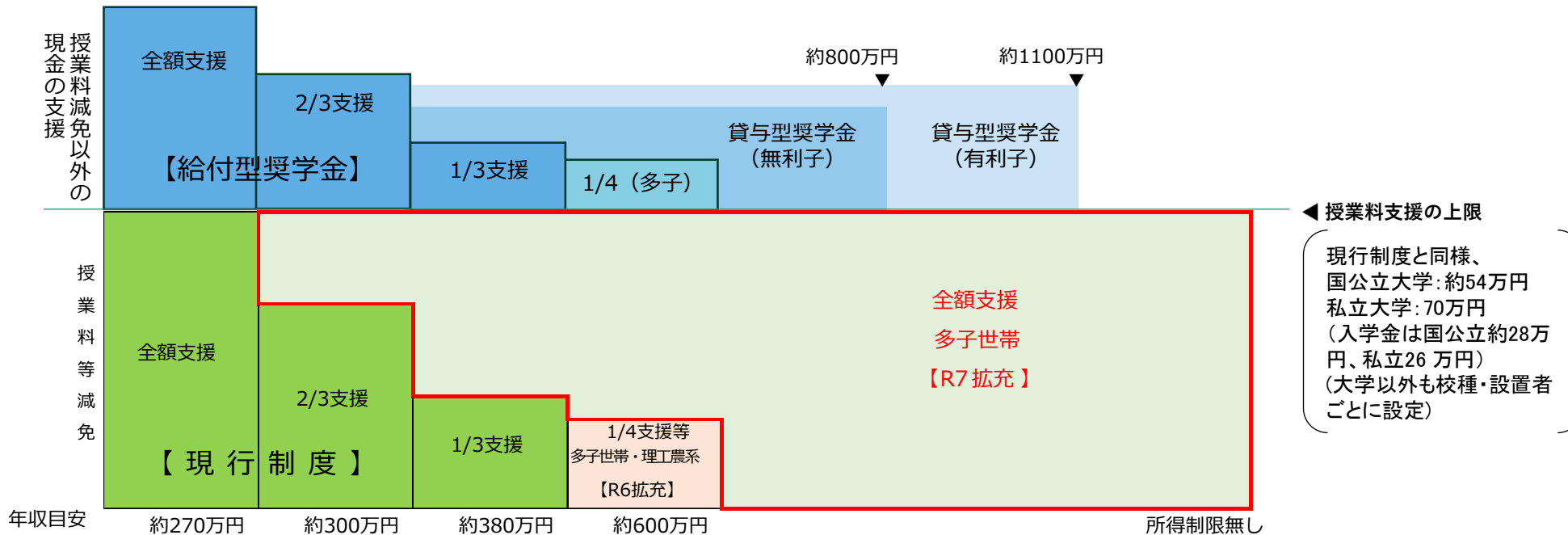
### 高等教育費支援の大幅拡充

- **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）**
  - ▶ **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
  - \* 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
  - ▶ 2025（令和7）年度から実施
  - \* **多子世帯：扶養される子供が3人以上の世帯**（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）



## 目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



# 「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

○子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする  
 ※子供が多い家庭への支援という趣旨

○あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

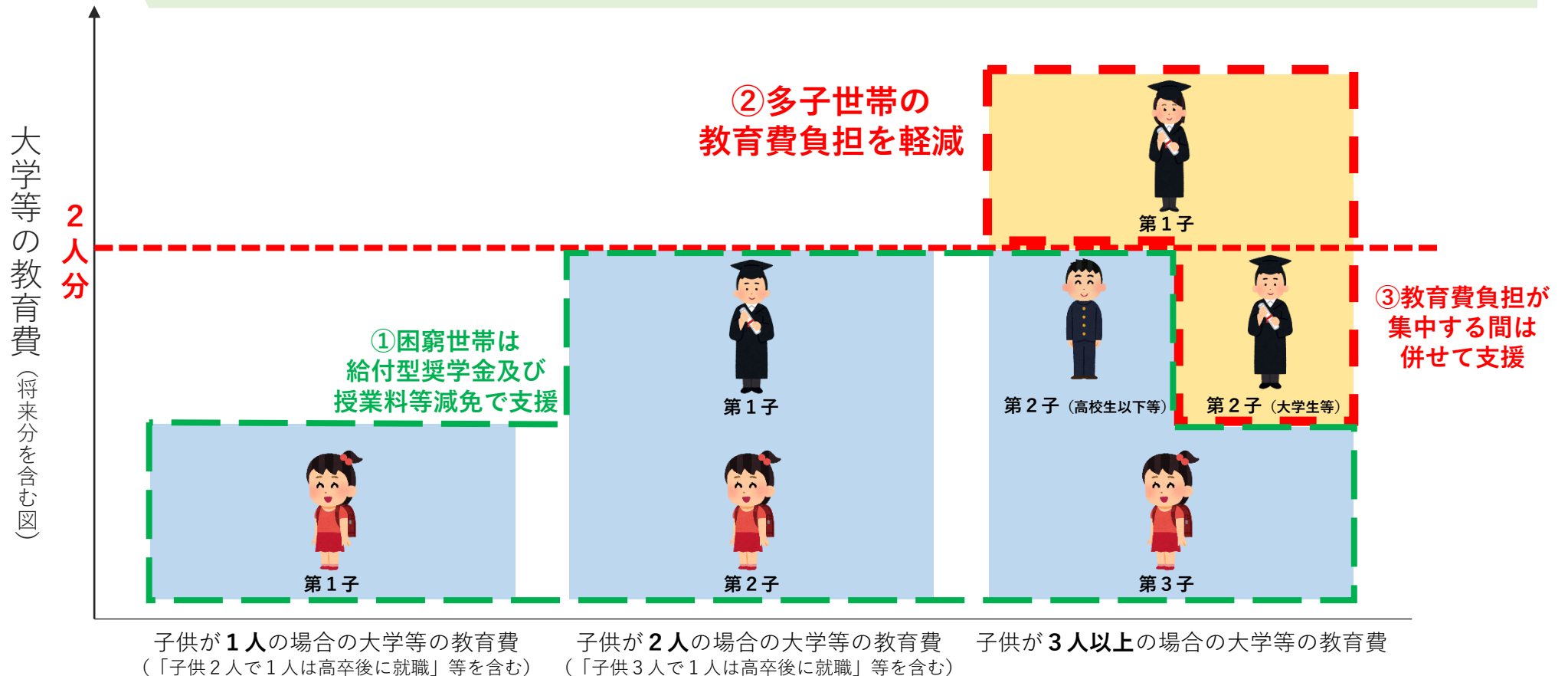
目指す効果  
 (例)

○「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持ってない」という状況を改善

※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。

※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。

○多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。



# 高校生年代を対象に含む経済支援施策（児童手当制度の概要）

こども家庭庁成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

＜児童手当等交付金＞ 令和6年度予算 1兆5,246億円（1兆2,199億円）※（）内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
  - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を令和6年通常国会に提出した。
    - ①所得制限の撤廃
    - ②高校生年代までの支給期間の延長
    - ③多子加算について第3子以降3万円（※）
    - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付 (所得制限以上)</td> <td>7/15 国 16/45 地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	3歳以降	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15 2/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15 2/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>1/3</td> <td>4/9 2/9</td> <td>1/3</td> <td>4/9 2/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>4/9 2/9</td> <td>1/3</td> <td>4/9 2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援金制度の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15 2/15	所属庁 10/10	3/5	2/5	3/5	4/15 2/15	3歳以降	1/3	4/9 2/9	1/3	4/9 2/9	所属庁 10/10	1/3	4/9 2/9	1/3	4/9 2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	事業主	国	国	地方																																																										
3歳未満	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																									
	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																										
3歳以降	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																																									
	児童手当 特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																																										
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																										
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15 2/15	所属庁 10/10																																																									
	3/5	2/5	3/5	4/15 2/15																																																										
3歳以降	1/3	4/9 2/9	1/3	4/9 2/9	所属庁 10/10																																																									
	1/3	4/9 2/9	1/3	4/9 2/9																																																										

# 高等学校等就学支援金の経緯 ・ 都道府県の授業料独自支援の変化

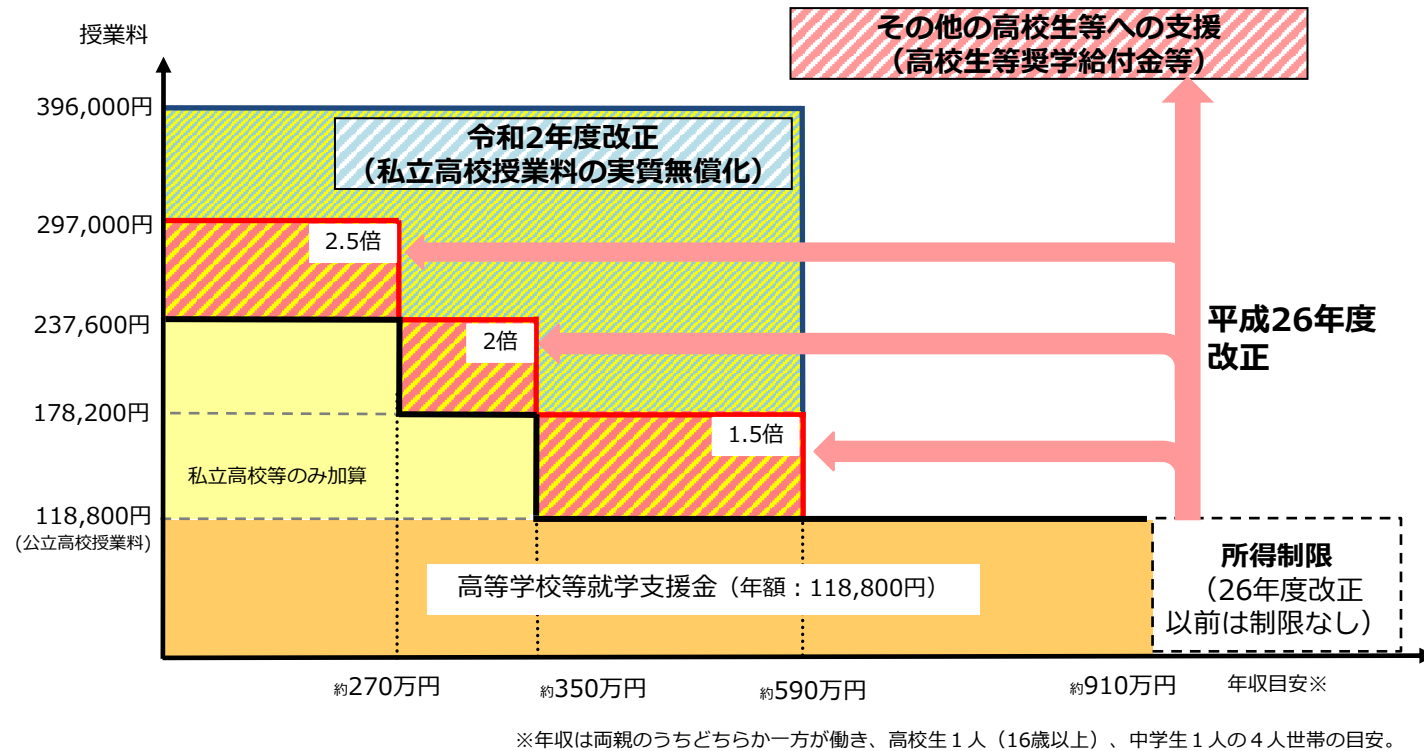
# 高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

## 平成22年度 制度の創設

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

## 平成26年度 制度の見直し

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額: 910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
  - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
  - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



## 令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

# 令和5年度 都道府県別 私立高校生（全日制）への修学支援事業【東京都】13

## 授業料支援

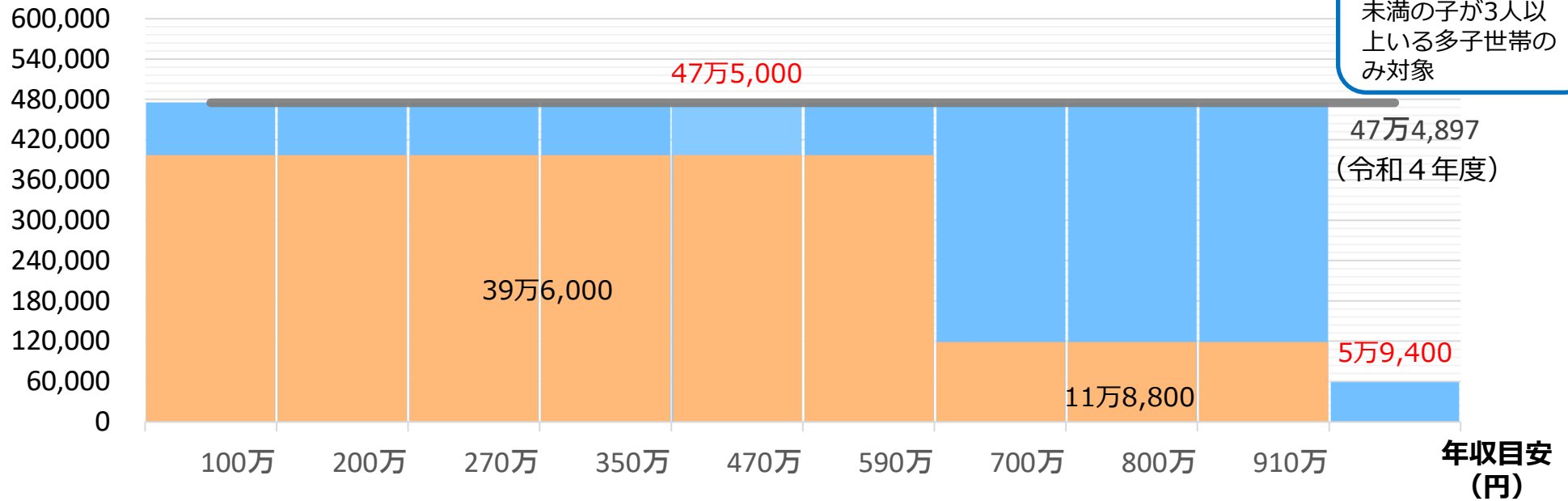
### 在住要件

保護者及び生徒が都内在住であれば、都外所在の高校に通う生徒も対象  
（生徒が学校の指定する寮に入っている場合も対象となる可能性あり）

支給額  
（円）

■ 都道府県による支援    ■ 国の就学支援金による支援    — 都内授業料平均（私立全日制高校）

※朱書きは、国と都道府県による支援の合算額



## 上記支援以外の支援

○施設設備費等補助 : -

○修業年限超過者等への支援 : -

○入学料補助 :  
貸付25万円（または20万円）

○その他の支援 : -



# 令和6年度の東京都の独自支援（東京都HPより）

## 学校授業料の負担軽減

- ・教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、親の所得に関わらず、子供たちが将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現していく必要があり、国として制度設計をすべき
- ・都として子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施

区分	私立中学校等
対象者	都内に居住する下記生徒の保護者等（所得制限なし） <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立中学校の生徒</li> <li>・私立義務教育学校（後期課程）の生徒</li> <li>・私立特別支援学校（中学部）の生徒</li> <li>・私立中等教育学校（前期課程）の生徒</li> </ul>
助成額	（上限）10万円

区分	私立高等学校等
対象者	都内に居住する下記生徒の保護者等（所得制限なし） <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校（全日制・定時制・通信制）の生徒</li> <li>・私立高等専門学校（1～3学年）の生徒</li> <li>・私立専修学校（高等課程）の生徒</li> <li>・私立特別支援学校（高等部）の生徒</li> <li>・私立中等教育学校（後期課程）の生徒</li> </ul>
助成額	（上限）48.4万円

### <私立高校等の授業料実質無償化に関する国と都の補助額>

年収目安	国	都	拡充部分
約910万円以上		都 484,000円	 国の就学支援金 + 都の特別奨学金 = 上限48.4万円 （都内私立高校平均授業料）
約910万円未満	国 118,800円	都 365,200円	
約590万円未満	国 396,000円	都 88,000円	

区分	都立高等学校等
対象者	都内に居住する下記生徒の保護者等（所得制限なし） <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高等学校（全日制・定時制・通信制）の生徒</li> <li>・特別支援学校（高等部）の生徒</li> </ul>

区分	都立大学等
対象者	生計維持者（父母等）が都内に在住する下記学生（所得制限なし） <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立大学の学部生・大学院生（学部新卒の修士課程）</li> <li>・都立産業技術大学院大学の学生（学部新卒）</li> <li>・都立産業技術高等専門学校の学生（都立高専の1～3年生は学生本人も都内在住者）</li> </ul>

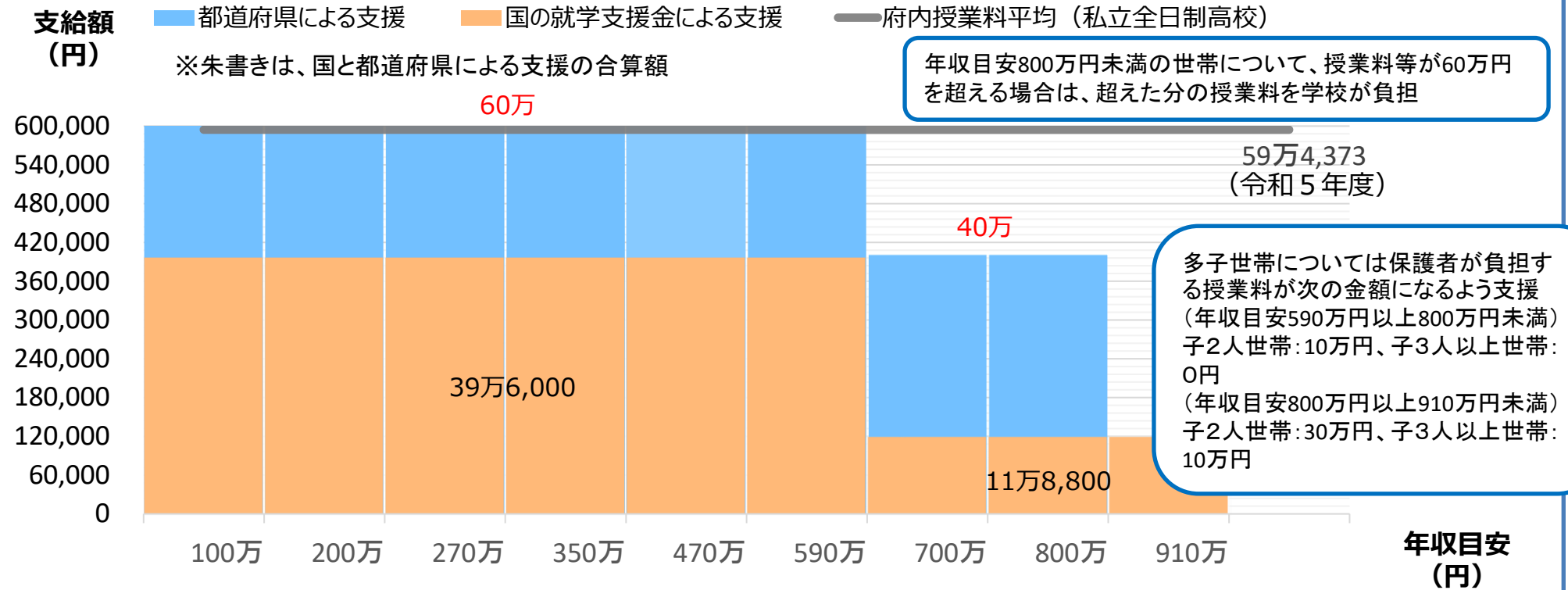
「令和6年度(2024年度)東京都予算案の概要」(P65)より引用  
[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/syukei1/zaisei/20240126\\_reiwa6nendo\\_to\\_kyotoyosanangaiyou/6yosanangaiyou.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/syukei1/zaisei/20240126_reiwa6nendo_to_kyotoyosanangaiyou/6yosanangaiyou.pdf)

# 令和5年度 都道府県別 私立高校生（全日制）への修学支援事業【大阪府】27

## 授業料支援

### 在住要件

保護者及び生徒が府内在住で、府内所在の高校等に通う生徒のみ対象



## 上記支援以外の支援

- 施設設備費等補助 : 府の授業料支援の対象経費に含めて施設整備費等の費用も助成
- 入学料補助 : -

- 修業年限超過者等への支援 : -
- その他の支援 : -

# 令和6年度の大阪府の独自支援（大阪府HPより）

## 高等学校等授業料無償化

〔私立高等学校等生徒授業料支援補助金《拡充》  
 公立高校生等生徒授業料支援補助金《新規》〕

### 【知事重点事業】

#### 【事業目的】

大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と、子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪を実現するため、令和6年度の高校3年生から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料完全無償化を図る。

【当初予算額】 **私立高校等 22,186,415千円**（前年度 15,582,180千円）

（授業料減免補助金、事務費、及び母校応援ふるさと納税制度推進事業費を除く）

**公立高校等 647,350千円**（事務費を除く）

#### 【事業内容】

国の高等学校等就学支援金と併せて、府が実施する授業料無償化制度への参画を選択した就学支援推進校（注）に対して、府の授業料支援補助金を交付することにより、私立高校等の授業料を無償化する。

また、公立高校等についても、国の就学支援金制度に府独自に上乘せし、授業料を無償化する。

（注）生徒の授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組む私立高校等。学校の申請に基づき指定。

#### ■就学支援推進校（私立高校等授業料無償化制度対象校）（令和6年2月1日現在）

- ・府内：131校（全日制94校、通信制10校、専修学校・各種学校27校）
- ・府外（近畿1府4県）：24校（全日制13校、通信制5校、専修学校・各種学校6校）

#### ■段階的実施のイメージ

年度	R5	R6 <移行期間※>	R7 <移行期間※>	R8 <制度完成>
3年生	現行（現高3[R3入学]）	無償（現高2[R4入学]）	無償（現高1[R5入学]）	無償（現中3[R6入学]）
2年生	現行（現高2[R4入学]）	現行（現高1[R5入学]）	無償（現中3[R6入学]）	無償（現中2[R7入学]）
1年生	現行（現高1[R5入学]）	現行（現中3[R6入学]）	現行（現中2[R7入学]）	無償（現中1[R8入学]）

※R6～R7年度の移行期間は経過措置あり。

私立高校等は、授業料63万円超の場合は、63万円を超える額は保護者（年収めやす800万円以上）が負担。

（参考）私立高校等の現行制度における生徒1人あたりの授業料負担額（年額） <授業料60万円の全日制の場合>

年収めやす	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上
～590万円未満	無償	無償	無償
590万円～800万円未満	20万円	10万円	無償
800万円～910万円未満	約48万円	30万円	10万円
910万円～	60万円	60万円	60万円

大阪府教育庁「主要事項」(P22)より引用

[https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-50405\\_5.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-50405_5.pdf)

# 令和6年度予算（案）において拡充が予定されている都道府県の独自支援について

※都道府県の令和6年度予算案に関する公表資料に基づき文部科学省においてまとめたものであり、不正確な情報が含まれる可能性があることに留意

所得制限の撤廃	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限を撤廃、都授業料平均額まで支援額引き上げ。</li> <li>(変更点) 所得制限を撤廃し、国+都の支援の上限額47.5万円→48.4万円</li> </ul>
	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限を撤廃、支援額引き上げ。</li> <li>(変更点) 所得制限を撤廃し国+府の支援の上限額60万円→63万円（令和6年度は高校3年生のみ、令和8年度に制度完成）</li> </ul>
対象拡大	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の就学支援金制度に上乗せする県独自支援制度を新設</li> <li><b>(新設)</b> 詳細内容不明</li> </ul>
	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>上乗せ支援新設、2人以上扶養世帯援新設</li> <li><b>(新設)</b> 年収約590万円～750万円世帯/年収約750万円～910万円であって子どもが2人以上いる世帯に対して、授業料負担が1/2程度となるよう支援（上限額不明）</li> </ul>
	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象の拡大</li> <li>(変更点) 年収約590万円～800万円世帯について国+県で上限額23.76万円を支援→年収約800万円～910万円世帯も対象として拡充</li> </ul>
	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象の拡大/支援額を引き上げ、多子世帯支援新設</li> <li>(変更点) 年収約270万円未満世帯について国+県で上限額57万円、年収約270万円～380万円世帯について国+県で上限額48.3万円の支援→年収約910万円未満世帯について国+県で上限額63万円まで支援。多子世帯（3人扶養世帯）については、約910万円以上世帯に県から上限額5.94万円支援</li> </ul>

支援額 引き上げ	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約590万円～720万円世帯について、国+県で上限額38.7万円まで支援→年収約720万円未満世帯について、国+県で上限額40.3万円まで支援
	京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援額引き上げ、同時通学世帯の支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約590万円未満世帯について国+府で上限額65万円、年収約590万円～910万円世帯について国+府で上限額19.88万円の支援→年収約590万円～730万円世帯に国+府で上限額26.4万円まで支援、兄弟姉妹が同時に府内高校に在学している場合に、年収約590万円～730万円は国+府で上限額39.6万円、年収約730万円～910万円世帯について上限額26.4万円まで引き上げ。
	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約590万円未満世帯について国+県で上限額44万円、年収約590万円～730万円世帯について国+県で上限額21.88万円、年収約730万円～910万円世帯について国+県で上限額16.88万円支援→年収約590万円～730万円世帯の補助を2万円引き上げ(上限額23.88万円)、約730万円～910万円世帯の補助を1万円引き上げ(上限額17.88万円)
多子世帯 支援等	神奈川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯の支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約700万円未満世帯については国+県で上限額45.6万円まで支援、年収約700万円～750万円世帯については、国+県で上限額19.32万円まで支援。多子世帯(3人以上扶養世帯)について、年収約800万円未満世帯は国+県で上限額45.6万円まで、年収約800万円～910万円世帯は国+県で上限額19.32万円まで支援。→年収約910万円未満の多子世帯(3人以上扶養世帯)については、授業料無償化の対象とするとともに、年齢要件を緩和(要件、上限額不明)
	富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯、ひとり親世帯の支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約590万円～910万円世帯について国+県で上限額19.8万円まで支援→年収約590万円～910万円世帯について多子世帯(詳細要件不明)、ひとり親世帯を実質無償化(上限額不明)
	福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人以上扶養世帯のみ所得制限の撤廃</li> </ul> (変更点) 年収約590万円～約910万円世帯について、国+県で上限額33.5万円支援→追加で年収約910万円以上世帯について2人以上扶養の授業料を無償化(上限額不明)
	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯支援新設</li> </ul> <b>(新設)</b> 年収約590万円～910万円世帯の第3子以降の生徒に対して、国+県の支援で上限額39.6万円(全日制)、29.7万円(通信制)の支援
	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯の支援額引き上げ</li> </ul> (変更点) 年収約590万円～910万円世帯について国+県で上限額17.82万円まで支援→追加で子ども3人以上扶養する中間所得世帯に支援を加算(要件・金額不明)

## **(参考 1) 現行制度等**

# 高等学校制度の概要

## 1. 目的・目標

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学校教育法第50条)

目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項)

## 2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（※）とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

(学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条)

## 3. 高等学校における三つの方針の策定・公表

高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（以下「三つの方針」という。）を定め、公表するものとする。

※ 上記①の規定は、入学者の受入れに関する方針を除き、中等教育学校の後期課程において準用

(施行規則第103条の2、施行規則第113条第3項関係)

## 4. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

## 5. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

## 6. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・**普通科：普通教育を主とする学科**
  - ※ 普通科、普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（学際領域に関する学科、地域社会に関する学科など）
- ・**専門学科：専門教育を主とする学科**
  - ※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科
- ・**総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科**

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)



## 7. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

## 8. 卒業に必要な単位数・教育課程

- ①**全学科共通**：74単位以上で各学校が定める（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）
- ②**専門学科のみ**：専門教科・科目から25単位以上

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

## 9. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(学校教育法施行規則第89条)

## 10. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学校教育法第60条)

# 【参考】義務教育制度の概要

## 1. 目的・目標

目的：義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(教育基本法第5条)

- 目標：① 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ② 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ③ 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑤ 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- ⑥ 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑦ 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑧ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- ⑨ 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑩ 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(学校教育法第21条)

## 2. 主な義務教育制度の概要

- ①就学義務：保護者への就学義務（教育基本法第5条、学校教育法第16条）
- ②学校設置基準：市町村（学校教育法第38条）
- ③授業料：国立又は公立の学校における義務教育は授業料無償（教育基本法第5条、学校教育法第6条）
- ④教科書：無償（義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律）
- ⑤教職員の給与：都道府県・指定都市が2/3負担、国が1/3負担（義務教育費国庫負担法）
- ⑥施設整備：設置者（都道府県・市町村）が1/2負担、国が1/2負担（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条）

## **(参考2) その他中間まとめ関連施策**

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

71億円  
71億円



文部科学省

## 現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点：18,135校、52.3%）
- ▶ **コミュニティ・スクールと社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

## 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

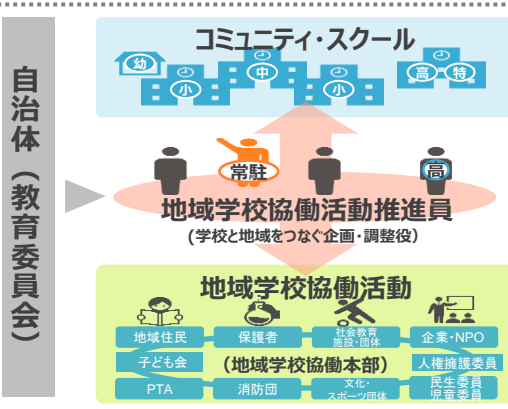
教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、（略）**コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとられない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する。**…（略）

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。（略）地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速する**とともに、…（略）

## 事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

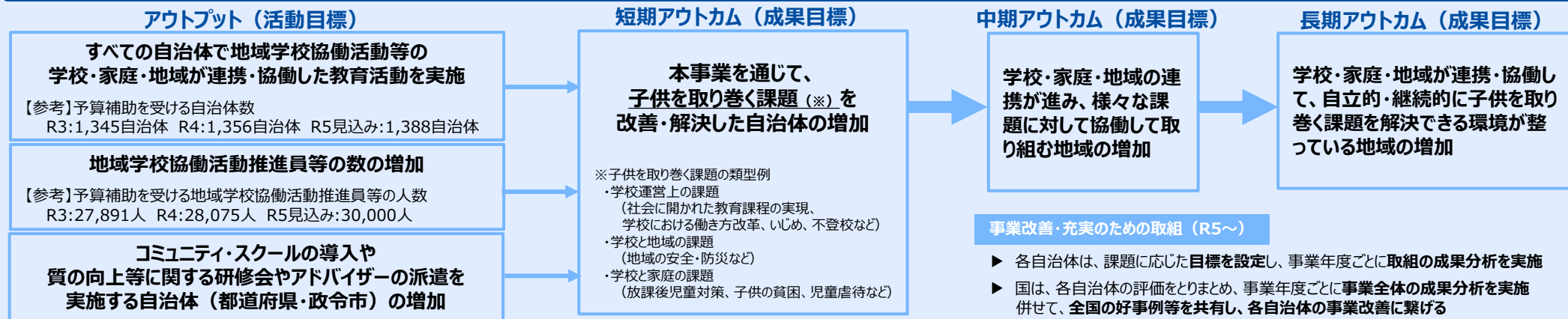
事業実施期間	： 平成27年度～
交付先	： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	： ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	： 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



## 具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
  - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
  - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や、常駐的な活動等**を支援
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
  - 学校における働き方改革に資する**取組、学習支援や体験・交流活動等**を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
  - **CSアドバイザーの配置促進**
  - **地域学校協働活動推進員等に対する研修の充実**

## ロジックモデル



# 次世代の校務デジタル化推進実証事業

令和6年度予算額 3億円  
 (前年度予算額 0.8億円)  
 令和5年度補正予算額 2億円



文部科学省

## 背景・課題

- ① **統合型校務支援システム**の整備率は86.8% (R5.3) まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その殆どが**ネットワーク分離** (閉鎖系ネットワーク) による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定され、教育DXの阻害要因となっている。それらを解決する**モデルケースを創出**するため、**令和5年度に引き続き、次世代の校務のデジタル化モデル実証研究**を行う。
- ② また、校務デジタル化を通じた業務の効率化や質の向上など教職員の働き方改革を進める上では、**生成AIの校務での活用の推進が急務**。しかしながら現状は、「約款による外部サービス」としての利用が主であり、**個別契約によるセキュアな環境での実践例がない、教育委員会全体としての取り組み事例がない**等の課題がある。

	現状の課題	今後の目指すべき方向性
<b>データ連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習系の膨大なデータと、校務支援システムに蓄積されたデータとの連携が困難又は高コスト</li> <li>● 教育データを学校・教育行政向けに可視化するインターフェースがなく、活用されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 校務系・学習系ネットワークの統合によるシームレスなデータ連携</li> <li>➡ データ連携基盤 (ダッシュボード) の創出</li> </ul>
<b>働き方改革</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クラウドベースとなっておらず、自宅や出張先での校務処理ができない・緊急時の業務継続が困難</li> <li>● 自治体によってシステムが大きく異なり、人事異動の際の負担が大きい</li> <li>● 生成AIに入力した個人情報等が、生成AIの機械学習に利用されるリスクがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ ロケーションフリー化とクラウド化の推進</li> <li>➡ 広域での共同調達の促進</li> <li>➡ セキュアな環境下で校務の生成AIの活用に向けた実践例の創出</li> </ul>

## 事業内容

民間事業者を活用しつつ、教育委員会・学校現場の共通理解を得ながら以下を実施。

- ① **次世代の校務のデジタル化モデル実証研究 2.7億円 (0.8億円)** 継続  
 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施する。令和5年度に構築したネットワーク環境を活用し、**校務のデジタル化や効率化を進めるユースケースの創出**や、**ダッシュボードを活用した校務でのデータ分析**等を行い、**モデルケースを創出**することで、事業終了後の**全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替え**を目指す。
- ② **生成AIの校務での活用に関する実証研究 2.0億円** (令和5年度第1次補正予算)  
 個人情報や機密情報が自治体や学校の外に漏れないよう対策した**セキュアな環境下**において、**校務での生成AIを活用する実証研究**を行い、学校や教育委員会での活用時における留意点を含めた**実践例を創出**することで全国レベルでの校務における生成AIの活用を推進する。

### 【実証内容 (例)】

教職員の業務改善に資する生成AIの活用事例の創出、子供の進捗や関心に応じた課題・教材の提供・作成、生成AIの校務での活用を前提とした際に必要となるネットワーク・セキュリティ環境及び関係規則の整理、教育委員会や教職員への研修の実施 等

⇒ 上記実証研究を踏まえながら、「**校務DXのガイドライン的文書**」の更新や、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」の改訂を実施。

# 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業

令和6年度予算額

1億円  
(新規)



文部科学省

## 背景・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。

学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を中心に、様々な専門家も参画する体制を整備。  
**学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。**

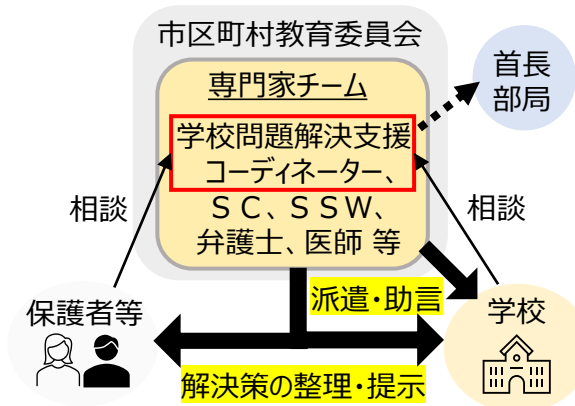
## 事業内容

### ①市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築

- 市区町村教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに**解決策を整理・提示**する。
- **適切な専門家を学校に派遣**し、専門的な立場から解決に向けた**助言**を行う。

<委託先> 市区町村      <件数・単価> 17団体×約400万円（単年）

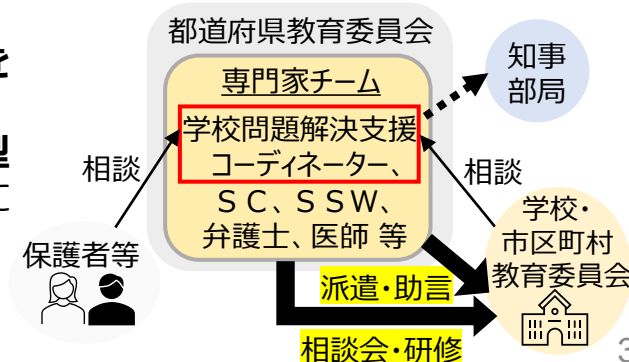
※教育委員会に委託した場合のイメージ図



### ②都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

- 都道府県教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター（仮称）を配置**。域内市区町村の学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、**適切な専門家を学校に派遣**し、専門的な立場から解決に向けた**助言**を行う。
- 学校問題解決支援コーディネーター等が市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会の定期的な開催**等を通じ、対応に係る**知見を共有・蓄積**するとともに、**各市区町村関係者のネットワーク構築**を図る。

<委託先> 都道府県      <件数・単価> 6団体×約500万円（単年）



# 補習等のための指導員等派遣事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

188億円  
91億円)



## 多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

### 教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

#### 教員業務支援員の配置【 拡充 】

##### 事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

##### 想定人材

地域の人材  
(卒業生の保護者など)



##### 実施主体

都道府県・指定都市



##### 負担割合

国1/3  
都道府県・指定都市2/3



概算要求額 : 126億円 (55億円)  
人数 : 28,100人 (12,950人)

#### 学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援) 【 拡充 】

##### 事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

##### 児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

##### 進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施に向けた調整等

##### 学校生活適応への支援

- 校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援

##### 教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

##### 想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

##### 実施主体

都道府県・指定都市



##### 負担割合

国1/3  
都道府県・指定都市2/3



概算要求額 : 45億円 (36億円)  
人数 : 13,800人 (11,000人)

#### 【 新規 】 副校長・教頭マネジメント支援員の配置

##### 事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

##### 想定人材

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

概算要求額 : 17億円 (新規)  
人数 : 2,350人 (新規)

##### 実施主体

都道府県・指定都市

##### 負担割合

国1/3  
都道府県・指定都市2/3

# 大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業

令和5年度補正予算額

5億円

## 背景・課題

- 各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数（配当数）を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）など大変憂慮すべき状況。  
→現下の教師不足の解消のためには、採用選考受験者や管理職等の伝手に止まらない、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を開拓することが必要
- また、昨年12月に出された中央教育審議会答申でも、学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員集団の多様性を高めることの重要性に指摘有り。  
→民間企業や大学等の団体から学校現場への入職ルートを創出し、学校現場の多様性を確保。

【教師不足の状況】  
 ・令和3年度始業日時時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）  
 ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：  
   令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6  
 ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：  
   令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11  
 （「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）  
 【民間企業等出身者の割合】  
 ・令和4年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合3.6%。  
 （令和4年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

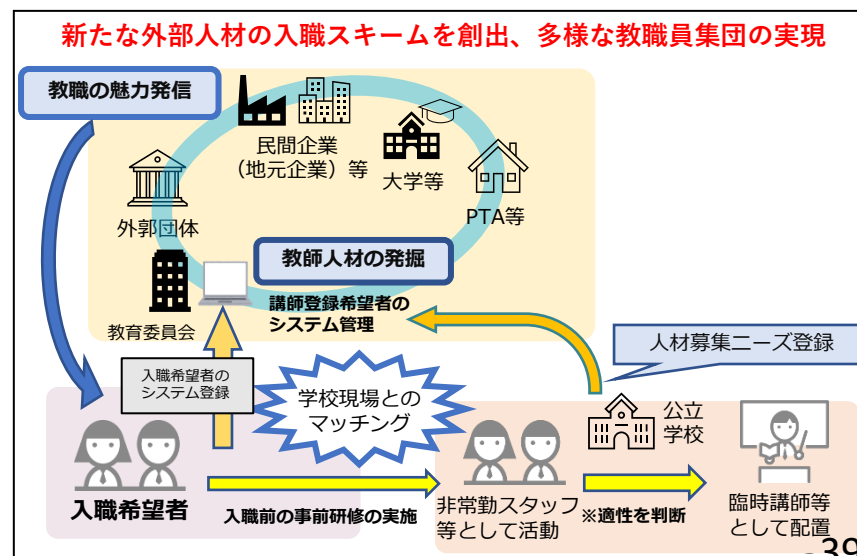
## 事業内容

- 教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援。
- 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスキリングのための研修等を担う。また、学校現場への入職を希望する者に対し、例えば、以下のパターンでの入職を促す。

- パターン(1)：教員免許保有者の場合、入職のための事前研修を実施し、学校とマッチングし入職。
- パターン(2)：教員免許保有者で教職の経験がない場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、その後、適性を判断したうえで、臨時講師等として入職。
- パターン(3)：免許を保有していない者の場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、適性を判断した上で、臨時免許状や特別免許状を活用し入職。

- 本事業を受ける教育委員会・外郭団体は以下の活動・業務を実施
  - 民間企業や大学、PTA等と連携・協働し、教職の魅力について広報・啓発
  - 広報活動等を通じ、元教師や企業等の退職者をはじめ、広く臨時講師等のなり手を募集（アスリートやアーティスト等の多様な専門性を持つ人材を含む）
  - 民間企業等から期限付きでの学校現場派遣の可能性の把握・働きかけ
  - 学校現場への入職にあたり基礎的知識を身に付けるための研修コーディネート
  - 臨時講師・非常勤スタッフ等募集の学校側ニーズを集約および学校現場とのマッチング
- 件数・単価等
  - ・マッチングシステム構築補助 【事業規模】2,000万円 【件数】24箇所 【補助率】1/3
  - ・広報発信・研修実施等事業費補助 【事業規模】1,710万円 【件数】47箇所 【補助率】1/3
  - ・合同成果報告等実施経費補助 【事業規模】850万円 【件数】3箇所 【補助率】定額
- 対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会、人事協議会および公益財団法人などの外郭団体

事業スキームのイメージ（一例）



（担当：総合教育政策局 教育人材政策課）



# 地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部の機能強化

令和6年度予算額

451百万円

(新規)



文部科学省

## 背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

## 事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を一定期間支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
  - ➡ 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
  - ➡ 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

<地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例>

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

・件数・単価：単独事業 【上限】2,200万円（定額補助）【件数】15箇所  
 ：複数大学連携事業 【上限】3,900万円（定額補助）【件数】3箇所

・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施

・対象：教職課程を置く各国公私立大学

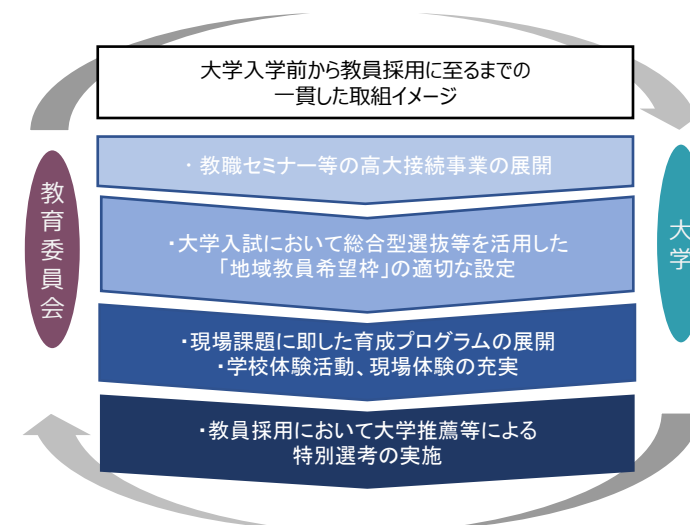
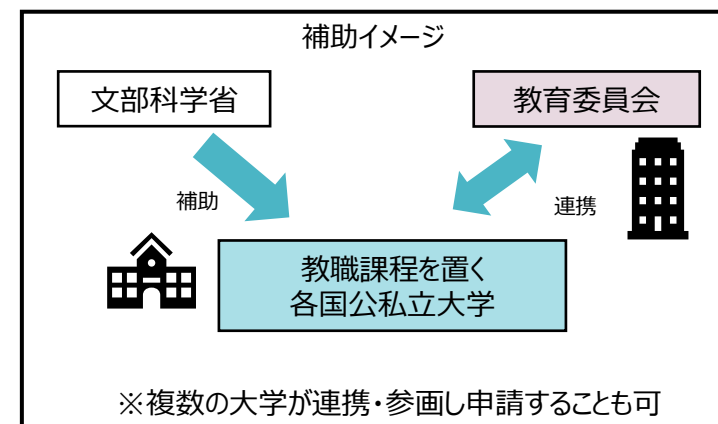
※定額の上限は2年目以降逡減

## 【申請要件等】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 附属学校や教職大学院等も活用しながら、実務家教員を輩出するサイクル等のキャリアパスを構築し、教育委員会との連携協定を事業3年目の中間評価時まで締結すること。
- 「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

- 新規学卒の受験者数（小中高）  
H25：48,110人 ⇒ R4：39,651人
- 教員採用倍率  
・小学校 12.5倍（H12）→2.5倍（R4）  
・中学校 17.9倍（H12）→4.7倍（R4）  
出典：令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況

- 国立教員養成大学・学部の教員就職率  
R4.3卒業生：66.9%（進学者・保育士就職者除く）  
出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業生及び修了者の就職状況等」



(担当：総合教育政策局 教育人材政策課)

## 背景・課題

- **喫緊の課題に迅速に対応するため、オンライン研修コンテンツを開発・充実させる。**  
学校を取り巻く喫緊の課題に教員等が迅速に対応するためには、教員等が効率的かつ効果的に研修を受けることができる環境が必要。そのため、多様な主体が有する知見を活かし、オンライン研修コンテンツを開発する取組を支援する。

## 事業内容

### オンライン研修コンテンツ開発【28.8百万円】

#### ○喫緊の課題に迅速に対応するためのオンライン研修コンテンツ開発

##### 教員等に対応する研修コンテンツ開発

[<2.4百万円×18コンテンツ>×2/3=28.8百万円]

##### <開発例>

- ・学校における働き方改革を含む「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」（R5.8.28提言）を踏まえた具体的取組についてのコンテンツ開発  
→ ①業務適正化の一層の推進、②学校における働き方改革の実効性向上
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」(R5.7.4文科省)を踏まえた具体的取組についての研修コンテンツ
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」(R5.3.31文科省)を踏まえた具体的取組についての研修コンテンツ
- ・外国人児童生徒への対応に係る具体的取組についての研修コンテンツ
- ・児童生徒性暴力等の防止に係る具体的取組についての研修コンテンツ

※補助率3分の2

※修了時に成果確認を行い、履修証明を与えるなど、学びの成果を可視化する取組を推進

- ・喫緊課題に対応するためのコンテンツの開発
- ・研修高度化の取組の進展

## アウトカム(成果目標)

- ・喫緊課題に関する教師の資質向上の促進や、課題への迅速な対応
- ・研修観の転換・定着の進展

## 探究型研修（教職員支援機構）

- 令和5年8月、NITS初めての「探究型」の研修である「コア研修」を実施  
 （※実施に当たっては、全国の教委からNITSに派遣されている特別研修員等がファシリテーターなどとして参画）  
 （※研修のデザイン・実施に当たって、教員養成フラッグシップ大学である福井大学から全面的な支援）

- ✓ **コア研修（1年コース）**：中堅教師が、「探究的な学び」について、自ら問いを立て、探究していく研修  
 （参加者数：約70人）（集合：R5.7/31-8/2 オンライン：R5.11/16, R6.2/21）
- ✓ **コア研修（2年コース）**：管理職と中堅教師のペアが、自校の「学校課題」について、自ら問いを立て、  
 学校全体で協働探究していく研修 （参加者数：約50人）  
 （集合：R5.10/10-10/12, R7.2/7 オンライン：R6.2/14, R6.7/29, R6.12/11）

### 「学びのデザイン」の変化が必要

私達に強烈に刷り込まれている、  
 教え手の視点から、  
 事前に決めていることを伝えたりやらせてみたりする、  
 学び手の学びを「コントロール」する学びの形

学び手に、内容（学習順序・時間、学習教材、協働相手、学習内容、学習目標など）や程度に差異はあれ、探究に不可欠な「自由」を渡し、  
 だからといって「放任」ではなく、探究が止まらず、深まり続けるよう、  
 対話やリフレクションの機会を設け、知識を提供し、プロセスとして  
 学びの時間を「デザイン」していく、

そういった学びの形

ワクワク感と不安感の双方

例えば、「探究」を体感することを通じて  
 「探究する力」の育成を目指すNITSのコア研修では、  
 以下のようなデザインを行った

- 知識の獲得を、講師から話を聞くことではなく、  
 読み、話すことを通じて行う手法（ジグソー法）を採用
- 長い対話の時間を取り、その後視点としての知識を  
 提供しつつ、対話による気付きを振り返って記録する時間  
 を沢山取る一方、発表することは求めない
- 研修の途中に、それぞれが自由な場所で、自由に活動し、  
 個人で、或いは、対話することで、  
 自分の考えをまとめる時間を取った
- 参加者の様子を見取ることで、研修中に、研修の時間配分、  
 順番、資料内容を、随時変えていく
- 閉会式をなくした

# 今後の取組の方向性

こういったデザインは、私達に強烈に刷り込まれている、**教え手の視点から、事前に決めていることを伝えたりやらせてみたりする、学び手の学びを「コントロール」する学びの形や、授業や研修時間の中で、学びを「完結」させようとする教え手の意識の持ちようと、大きく異なる。**

**「学習観の転換」を目指した「研修観の転換」はこれからは本番であり、「共通言語」の確立や、「探究型」研修の展開に向けて、全国の皆様と、一步一步、一緒に取り組みたい**

NITSとしては、令和5年度から引き続き、

- 全国行脚などを通じて、全国の教育委員会や約130の教育センターと緊密な関係を構築
- 全国の研修提供者と共に、教職員の学びについて考える場を充実
  - 全国版の「研修マネジメント力協働開発プログラム」(「全国マネプロ」)を開催
  - 要望に応じて、全教連、地区教連の大会に協力

今後、新たに、

- 「探究型研修」を拡充(「働き方改革探究」、「生徒支援探究」など)
- 「NITSからの提案」を作成・共有
- 東京事務所を「研修観の転換」に向けたラーニング・ハブに位置づけ
- 「全国教員研修プラットフォーム」を活用して、教職員の学びを直接支援

## 不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

## ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

### 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「**COCOLOプラン**」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

#### COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

#### COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

#### 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「**学びの多様化学校マイスター**」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した**情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

### いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

#### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校への**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

#### 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた**実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の**個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、**首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化**や、
  - ・いじめの重大事態調査について、**第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等**を実施。

## 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する**教職員の優先配置等**をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織に**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えること**で**組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**



令和6年度予算額 88億円  
 （前年度予算額 85億円）  
 令和5年度補正予算額 51億円

文部科学省

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進

## 背景・課題

○ 不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

## 目標

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

## 文部科学省 <令和6年度予算額の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等  
 8,680百万円（8,461百万円）[令和5年度補正予算額 3,728百万円]

- ① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進
  - ・ **学びの多様化学校**の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**（設置準備：20校、設置後：7校）
  - ・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等
- ② **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**
  - ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
  - ・ SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
  - ・ **重点配置校数の拡充**（SC：7,200→10,000校、週8時間）  
（SSW：9,000→10,000校、週6時間）
  - ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）



③ **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進**

- ④ **不登校児童生徒等の学び継続事業**[令和5年度補正予算額 3,728百万円]
  - ・ **校内教育支援センター（SSR）の設置促進**（6,000校）
  - ・ **在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備**（600ヶ所）
  - ・ より課題を抱える学校における組織的な支援のための**SC・SSWの配置充実**（3,900校）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】  
 47百万円（50百万円）[令和5年度補正予算額 1,404百万円]

- ① **いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究**
  - ・ **自殺予防教育の指導モデル開発**
  - ・ **心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラム**の開発
  - ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 等
- ② **スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究**
- ③ **不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業**  
 [令和5年度補正予算額 1,404百万円]
  - ・ **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進**
  - ・ **保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成**
  - ・ **不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進**

- 【関連施策】
- ▶ 公立学校施設の整備（廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）等）、私立学校施設・設備の整備の推進
  - ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
  - ▶ 学習指導員等の配置
  - ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
  - ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健推進体制支援事業）
  - ▶ 夜間中学の設置促進・充実
  - ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
  - ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

## こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり 等



# 不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額	89億円
(前年度予算額)	86億円 ※内数を除く
令和5年度補正予算額	51億円



文部科学省

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒して実施。

不登校の児童生徒全ての  
学びの場を確保し、  
学びたいと思った時に学べる  
環境を整えます。

1



- 学びの多様化学校（※）の設置促進 2億円（1億円）** ※令和5年8月に名称変更
  - ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）
  - ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円）【新規】
  - ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
  - ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
  - ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
  - ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数
- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 29億円**
  - ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
  - ・学習指導員等の配置充実【拡充】121億円の内数（91億円の内数）
- 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円**
  - ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
  - ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）
- 多様な学びの場、居場所を確保等**
  - ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
  - ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
  - ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
  - ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
  - ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
  - ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



心の小さなSOSを見逃さず、  
「チーム学校」で支援します。

2



- 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円**
  - ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）
- 「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円**
  - ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
  - ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**
  - ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援



学校の風土の「見える化」を通し  
て、学校を「みんなが安心して学  
べる」場所にします。

3

- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）**
  - ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）
- 快適で温かみのある学校としての環境整備**
  - ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和6年度予算額 84億円  
(前年度予算額 82億円)



令和5年度補正予算額 7億円

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

**スクールカウンセラー等活用事業**  
令和6年度予算額 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)  
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

<b>補助制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<b>求められる能力・資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>
<b>基盤となる配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全公立小中学校</b>に対する配置：27,500校 &lt;週4時間&gt;</li> </ul>
<b>重点配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 7,200校) &lt;週8時間&gt;</li> </ul>
・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>5,700</b> 校 (← 2,900校)</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,000</b> 校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>2,300</b> 校</li> </ul> <p>※夜間中学への配置を含む</p>
<b>上記以外の質の向上、拠点の機能強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー : <b>67</b>人 &lt;週4時間&gt;</li> <li>教育支援センター : <b>250</b>箇所 &lt;週4時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b>箇所 &lt;週40時間&gt;</li> <li>自殺予防教育の実施を含む</li> </ul>

**スクールソーシャルワーカー活用事業**  
令和6年度予算額 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)  
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>社会福祉士、精神保健福祉士等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全中学校区</b>に対する配置 : <b>10,000</b> 校 &lt;週3時間&gt;</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 9,000校) &lt;週6時間&gt;</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>4,000</b> 校 (← 3,000校)</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,500</b> 校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>3,500</b> 校</li> </ul> <p>※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー : <b>67</b>人 &lt;週3時間&gt;</li> <li>教育支援センター : <b>250</b>箇所 &lt;週3時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b>箇所 &lt;週40時間&gt;</li> </ul>

**不登校児童生徒等の学び継続事業**  
・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額：686百万円】  
不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援 : **3,900**校

※上記の配置以外について、SNS等を活用した相談のための相談員の配置  
自治体の配置の工夫により、24時間子供SOS電話ダイヤルの相談員の配置  
(1,000校)や学びの多様な学校(専科校)の研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援



# 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

0.5億円  
0.6億円)



文部科学省

## 現状・課題

通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約15.4万人、高等学校については約1,700人が受けており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から6年経過したところ。今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

## 事業内容

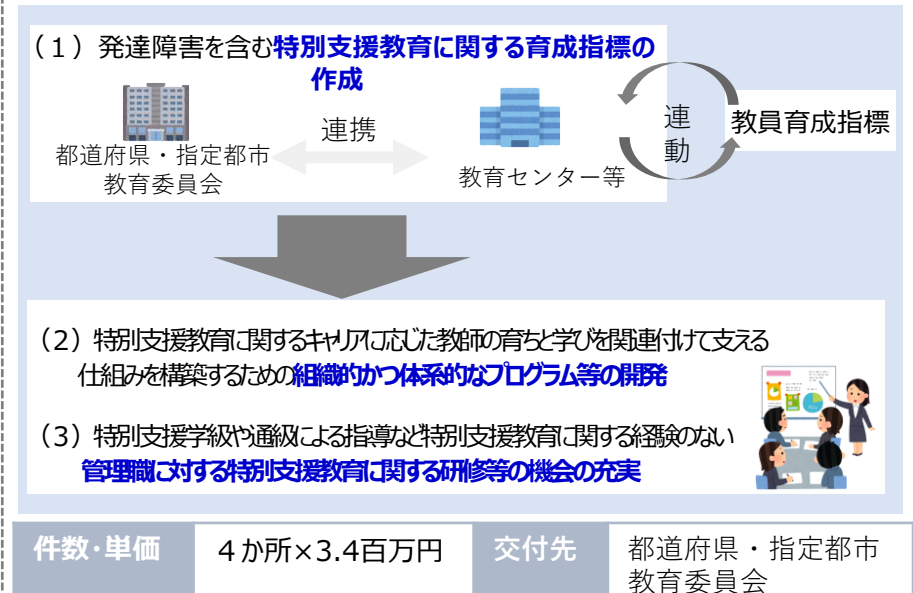
### 1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。



### 2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。



### 3. 発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業 7百万円(新規)

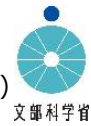
発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

件数・単価	1か所×1団体	交付先	民間団体等
-------	---------	-----	-------

# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

1,150百万円  
1,196百万円



文部科学省

## 施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

### 入国・就学前

- ・約8千人が不就学の可能性

### 義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

### 高等学校段階

- ・年間で6.7%が中退
- ・大学等進学率は51.8%

進学・就職へ

#### ①就学状況の把握、就学の促進

#### ②指導体制の確保・充実

#### ③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

#### ④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

#### ⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

#### 外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～) 1億円

<支援メニュー> 補助率3分の1  
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス  
 ・日本語指導、学習指導 等  
 ⇒ (本事業により達成される成果)  
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

#### 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 10億円

<支援メニュー> 補助率3分の1  
 ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用  
 ・高校生に対する包括的な支援 等  
 ⇒ (本事業により達成される成果)  
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

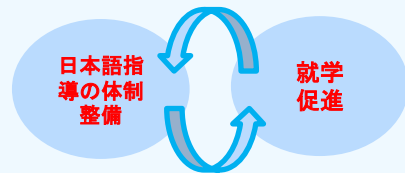
体制整備

#### 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 11百万円

・「かすたねと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言及び登録日本語教員の活用を含めた日本語指導の支援を行うための支援方策の検討等  
 ・外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等  
 ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

#### 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円

指導内容構築



#### 児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究 (R5年度～) 34百万円

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文 (Can-Do) を作成する  
 ・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する  
 ⇒ (本事業により達成される成果)  
 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することで適切な指導が実施される散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

(担当：総合教育政策局国際教育課)

# 大学入学者選抜改革の進捗状況

## 改革の方向性(平成26年12月～)

- 我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指し、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進
- 大学入学者選抜**は、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという一貫したプロセスを前提として、大学の入口段階で**入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

## 個別大学における入学者選抜改革

### ①「学力の3要素※」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善

※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

- 志願者の資質・能力を丁寧かつ確実に評価※する**総合型選抜**や**学校推薦型選抜**の推進(令和2年6月～)

※学力検査や共通テストの他、小論文、資格検定試験、面接、プレゼンテーション、調査書等を適切に組合せて評価

→ **入学者の約5割**が総合型・学校推薦型で入学

- 一般選抜**でも「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を十分に評価するため、**多様な評価方法を推進**(令和2年6月～)

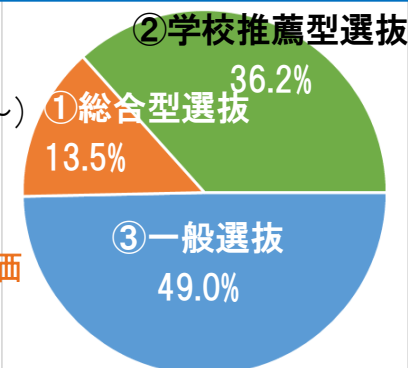
→ **7割以上の国立大学**が学力検査以外の資料等も評価

### ②多様な背景を持った者の選抜の推進

- 進学機会の確保に困難があると認められる者や理工系分野における女子等**多様性を確保する観点から対象になる者を対象**に志願者の**努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視**する評価方法を推進(令和4年6月～)

→ **女子枠設定8大学**など、**多様な背景を持った者の選抜に取り組む大学は95大学**

令和4年度入学者選抜における入試方法別入学者割合(国公私計)



※ ①及び②の入学者は5年前と比較すると**約4万人増加**

## 「大学入学共通テスト」の導入

- 多数の大学入学志願者が受験する大学入試センター試験から大学入学共通テストに転換し、**より思考力・判断力・表現力等を重視**(令和3年1月から「大学入学共通テスト」実施) → **現役高校生の約半数が受験**

※ 共通テストの枠組みで実施予定だった英語成績提供システムや記述式については、公平性の観点等から有識者会議の議論を経て、個別大学の入学者選抜で推進(令和3年7月～)

- 主体的・対話的で深い学び**を実現するための**新学習指導要領対応した令和7年度入学者選抜**の実施に向け、大学入試センター・各大学は、**総力を挙げて準備中**

- 総合的な英語力や思考力・判断力・表現力等の評価**や**多様な背景を持った学生の受入れ**など、他大学の模範となる**好事例を選定・公表**(令和4年8月)するとともに優れた取組を推進するために**基盤的経費によるインセンティブ付与**

# 教学マネジメント指針（追補）について

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは  
教学マネジメント指針とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

## 三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受け入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD、教学IR)

- I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化**
  - ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定
- II 授業科目・教育課程の編成・実施**
  - ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
  - ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
  - ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- 追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施**
  - ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
  - ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
- III 学修成果・教育成果の把握・可視化**
  - ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
  - ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
  - ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
  - ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「大学全体」レベル

「学位プログラム」レベル

「授業科目」レベル

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

積極的な説明責任

- V 情報公表**
  - ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
  - ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

社会からの信頼と支援

# 追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施①

- 大学入学者選抜は、大学教育の機会を提供し、入学志願者の能力の伸長を期するための教育的取組であり、当該大学で学び、卒業するために必要な資質・能力等を備えた人材を適切に見いだすことが重要。
- 大学入学者選抜は、各大学の自主性に基づき行われるべきものであるが、高等学校以下に与える影響も大きいことから、文部科学省から通知される大学入学者選抜実施要項を遵守することが求められる。さらに、教学マネジメント指針の確立の観点から、以下のような事項への理解が求められる。

## ●入学者受入れの方針について

### (総論)

- ✓「入学者の受入れの方針」に示す資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえつつ設定される必要がある
- ✓また、在学中の教育課程、特に初年次に開設された授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えているかということも踏まえる必要がある
- ✓こうした点を踏まえ、「入学者受入れの方針」には、①入学前にどのような資質・能力等を身につけていることを求めるのか、②それをどのような基準・方法によって評価・判定するのかについて具体的に示すことが求められる

### (大学入学者選抜における方法の多様化、評価尺度の多元化等)

- ✓大学入学者選抜における方法の多様化等が不十分な場合は、改善を図ることが必要
- ✓多様な背景を持つ入学志願者一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価することは、求める学生を適切に見いだすといった観点のみならず、様々な学生を入学させて、学生同士の主体的な学び合いや切磋琢磨を促し、大学教育を活性化させるといった観点からも重要
- ✓各大学は実質的公平性を確保する観点からも、多様な背景を持った者を対象に努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めることが期待

### (学力検査で課す教科・科目について)

- ✓学力検査で課す教科・科目は、各大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要なものを課しておくことが第一の選択肢(※)
- ※大学で学びたい意欲を有する者を積極的に受入れる学位プログラム等では、学力検査をあえて課さないこともありえるが、各大学の学修目標を達成できるよう、リメディアル教育の充実など適切な措置を講じる必要がある
- ✓「入学者受入れの方針」に定める全資質・能力等を、全入学志願者に問うことが現実的ではない場合であっても、中核的なものは全入学志願者に評価・判定することを原則とすることが必要
- ✓一方、それ以外は選抜区分ごとに異なる比重で評価・判定すること等により、学位プログラムに属する学生全体では、「入学者受入れの方針」に定める資質・能力等を備えている学生が含まれているようにすることが求められる

## ●入学者受入れの方針を踏まえた大学入学者選抜について

- ✓各大学は、入学者の選抜を公正かつ妥当な方法により行わなければならない
- ✓個別の学力検査を課す場合は、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出题することが基本
- ※過去の試験問題等の利用や他の学位プログラム等と問題の共通化を積極的に図ることや、機密性、中立性、公平性・公正性に十分対応しつつ、他大学教員等に試験問題の点検協力、外部業者に出願受付や願書のデータ化等の委託なども考えられる
- ✓評価・判定の観点・手法の共通化や特定の者の優遇・差別的取扱い防止のため、小論文、面接等を実施する場合、実施・評価方法のマニュアルやルーブリック等の整備が必要

## 追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施②

### ● 高等学校における教育との適切な接続

✓ 大学入学者選抜が、**高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての性格を強く有すること**に鑑み、各大学において高等学校における**教育等の実情を理解するよう努める**ことが必要

✓ この観点から、各大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、当該学力検査において課す教科・科目の変更等は**遅くとも2年程度前には予告・公表する(※)**ことなどが必要

※ 高校生の選択科目の決定の時期などを踏まえると、自らの大学を選択してもらう観点からも、**可能な限り早期の予告**が望ましいものと考えられる

✓ また、総合型選抜、学校推薦型選抜において、**必要に応じて入学前の学習準備等の助言**を行うことや**具体的な課題を課す**など、合格者に対する**丁寧なケア**を行うことが求められる

### ● 学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施

✓ 各大学は、大学入学者選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、**点検・評価**を行い、**その結果を踏まえて同方針等の見直しを行う**ことが必要。個別具体の事情に応じて、3つの方針を一体的に見直すことも想定される

✓ 各大学が**社会に対して積極的に説明責任を果たし、大学入学者選抜の質の向上**を図るため、大学入学者選抜に関する**情報の公表(※)**を積極的に進めることを強く期待

※ 合否判定方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出願の意図、受験者数・合格者数・入学者数等

### ● 体制について

✓ 学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するなど、大学入学者選抜に関する業務を遂行する適切な体制の確立(※)が求められる

※ 大学入学者選抜に関する業務の割り振りは、教員の業務状況を踏まえるとともに、業務合理化の観点から、**教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与**することとし、**その他の部分は事務職員等の積極的な活用**を図ることも考えられる

✓ なお、「入学者受入れの方針」については、その他2つの方針と一体的に策定されることが求められるものであることを踏まえ、同方針については、**大学入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織等の十分な参画の下で検討が行われることが必要**である

✓ 各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが期待される

✓ このような専門的な人材を効果的に育成できるよう、先進的な取組を行う大学との連携、各大学や独立行政法人大学入試センター等の実施する研修への参加等が可能となるような環境づくりに努めることが期待される

### ● 総合的な英語力の育成・評価

✓ 総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標を位置づけることが考えられるが、この場合「**入学者受入れの方針**」にも**当該学修目標に対応した資質・能力等を盛り込む**ことが想定される

✓ その際、信頼性の高い資格・検定試験の活用も選択肢となる

✓ ただし、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい入学志願者等のために、**資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど適切な配慮が必要**